

## —第22回 障害者差別をなくすための研究会議事概要—

### (野沢座長)

ただ今より、「障害者差別をなくすための研究会」を開催いたします。

議事に入る前に、事務局から本日の資料の確認と出席している県庁内各課の紹介を行わせていただきます。

なお、今回も急だったものですから、佐藤副座長、内山委員、小林委員、白川委員、田子委員、舟田委員、堀口委員、森委員は本日都合により欠席です。

また、「障害者計画推進作業部会」の植野委員に御出席いただいておりますので御了承願います。

### (事務局:高橋)

(資料確認と出席課の確認)

### (野沢座長)

本日は、報道各社が入っておりますので、御了解をいただきたいと思います。

前回は、6月議会の開会中でしたが、議会において「条例案を一旦取り下げるべきではないか」という指摘があったことから、知事から条例案の取扱いについて研究会の意見を聴きたいというお話があり、6月28日にお集まりいただきました。

その際には、研究会としては、「条例案がきっかけとなって県民に広がった、障害者に対する取組の議論を絶やさないでほしい。灯を消さないでほしい。」ということを申し上げたところです。

今回は、一旦取り下げた条例案を9月議会に向けてもう一度練り直すということで、県の方から健康福祉常任委員会協議会に、新しい条例案の「検討用試案」が提出されましたので、まず、安藤課長から、前回の研究会以降の経過等についてお話をいただきたいと思います。

### (安藤課長)

前回お集まりいただいて、研究会を開いていただいて以降の経過について、私の方からお話をさせていただきます。

皆様御承知のとおり、前回皆様からいただいた「灯を消さないでほしい」という御指摘を受けまして、最終的に知事に御判断いただいて6月議会で一旦取り下げをすることになりました。

その際に、一旦取り下げをするけれども、9月議会に向けて、より良い条例にするための検討を議会と協力しながら進めていくということを知事の方から併せて述べさせていただきました。

それを踏まえて、議会の健康福祉常任委員会の議員の方々を基本とした協議会を設置して、9月議会に向けた検討を開始いたしました。

これまで2回開催しておりますが、1回目は7月13日に開催され、2回目は先週、7月28日に開催され、議論を行っているところでございます。

その内容ですが、1回目は、これまで、議会や関係者から様々な御意見をいただいておりますので、この条例案に対する意見を整理してお示したということと、併せて、野沢座長

に御出席いただき、研究会の考え方についてお話しいたしました。座長のお話の内容につきましては、後ほど座長の方からお話しいただけるとおもいます。

2回目からは9月議会に向けた本格的議論がスタートするということになるわけですが、2回目は執行部の方からこの「検討用試案」をお示しいたしました。

「検討用試案」は、これまで県議会や教育委員会、企業関係者等からいただいた御意見を踏まえながら、この研究会からいただいた「条例の趣旨」を変えないようにするにはどうしたらよいかということを実行部でまとめまして、常任委員会協議会に提出したものでございます。

この「検討用試案」の中には、条文ベースで見ますと、ある意味、大なたを振るった修正を行っている箇所もございますが、私の考えといたしましては、条例の規定、文言も大切ですが、やはりこの取組は、まず条例を作って、一步を踏み出して現場での取組を進めていくことが一番大切だと思います。そういう視点で「検討用試案」をみていただければと思います。

前回の研究会の「灯を消さないでほしい」という御意見を受けまして、私の方からも「灯を消しません。聖火のように灯をつなげていきます。」ということをお約束しました。私としては、まず条例を作って第一步を踏み出して、場合によってはそこで私の代は終わってしまうかも知れませんが、現場の取組という形で確実に次の方に繋げていくことをしたいと思っております。その中で、条例の理念が現場に定着してくれば、自ずといろいろなことが変わってくる。変わってくれば、また改めて条例を検討するというのも場合によってはあるのではないかと思います。

差別をなくしていくということは一朝一夕にできなくて、中・長期にわたる取組が必要だと思っております。今は、中・長期の視点から捉えていただければと思います。

### （野沢座長）

安藤課長からもお話がありましたけれども、7月13日の第1回の常任委員会協議会に出席してきました。初めてだったものですから、たいへん緊張しました。傍聴席が満席で、それだけが唯一の心の支えでした。改めて皆さんに感謝申し上げたいと思います。

そこで30分くらい話をさせていただきました。私が述べたのは、それまでにたくさんの条例の勉強会をやってきましたが、その際にお話ししたような内容を改めて3分の1くらいに短縮してお話ししました。

まず、この研究会がどのような成り立ちでできたのか、当事者や一般市民の方が自発的に集まって、最初はお互いの主張をぶつけ合うような、なかなか折り合いもつきそうもないような状態から、本音で議論していくうちに段々「自分たちだけがたいへんなんじゃない」ということをみんなが気づき出して、折り合いをつけていこう、また、ヒアリングやダウンミーティングでいただいた厳しい意見を通して私たちも障害者の中だけで盛り上がっていてもしょうがない、社会との折り合いをつけていかなければならないということに視野が広がって、こういった条例案に結実したということを申し上げました。

また、私の、この10年間、主に知的障害者の入所施設とか雇用の場でのひどい虐待の場面を調査・取材してきましたので、その時の経過をお話ししました。障害者自身も無力感から何も声を上げられない、それだけではなくて、親も虐待されているわが子を守りきれない。それはなぜなのかということを見ると、やはり日常的な差別や不適切な取扱いがあって、それをなくさない限りはそういった虐待も根本的なところでは解決されないのではない

かと。

それに対して、各会派の議員の先生たちから、「県の責務をもう少し明確にした方がよい」とか、「修正するとき、ここだけは譲れないところ教えてくれ」「障害者の親の意向が本当に本人のためになっているのか。誰を中心にして考えたらいいのか」など、中身の濃い意見がありました。緊張している中でどこまで答えられたか不安ですが、できる限りお答えをしてみました。

県の執行部の方から7月28日に「検討用試案」が出されました。常任委員会協議会が終わった後に報道関係者から取材を受けて、研究会としてこれをどう評価するのかという質問を受けました。その時点では中身を十分把握できなかったということと、また研究会として報告を受けていなかったのも、座長としてその日の夕方に記者クラブに文書をFAXさせていただきました。

私の印象としては、ざっと見たところ、教育を巡る条文のところや公表が削除されているところなど私たちが1年間かけてやってきたものから若干後退している印象を受けるところがあります。ただ、一方で、県の財政措置の努力義務を盛り込んだところや虐待防止の対象が入所施設だけだったのが障害福祉サービスを提供している事業者全体に広がったところなど、いくつか充実しているところもある。文言も練れた文章表現になったところもいくつかあって、それぞれの立場で評価はいろいろでしょうけれど、私は、後退したところと前進したところがあるけれども、全体を俯瞰してみると、私たちが条例に込めた精神はしっかり残されていると思いました。

つまり、だれか差別している人を見つけてきて罰するというのではなくて、お互いの違いに気がついて、知らないうちに差別したりいやな思いをさせているということに気づき合って、身近なところで解決を図っていこう、ケースバイケースでじっくり取り組んでいこうということからはしっかり残っていますし、解決のプロセスや推進会議その他のフレームもキチンと残っている。全員が100%納得できるものは不可能ですよ。ただそれをみんなで少しずつ時間をかけてより良いものとする。そのスタートとしたら僕はこれで今議会に提出して是非成立させてほしいと思いましたので、そういうことを書いて、それをそれぞれ各紙が紹介していただきました。

それでは、次に、「検討用試案」について事務局から説明をお願いします。

#### (事務局:横山)

最初に、条例案の構成がかなり変わっておりますので、全体を俯瞰していただく意味で「参考資料」を御覧いただきたいと思います。

今回、構成を大きく変えたポイントは、「なくすべき差別」として第2章に規定していた事柄を、定義として規定し直したということが1つ目としてございます。

それから、適用除外として定めていたものを削除いたしまして、これに変わる条文を新たに創設したという整理をしております。

どうしてこのような変更を行ったのかということでございますが、従来、なくすべき差別を第7条から16条まで一つひとつの差別行為を禁止行為として置いておりましたが、議会などから「違反行為をした人が、直ちに、違反行為をした人に解消を求める障害者との間で対立が深まるのではないか」との懸念が寄せられたところでございます。

また、議会の中では、「差別に定義規定がない。虐待の定義があつて、どうして差別の定

義がないのか。」との御指摘があったことも踏まえて、差別行為を定義規定として置くことにいたしまして、あるべき社会の姿ですとか県民の共通ルールとして、みんながこれを一つのルールとしての認識を持っていただく規定として衣替えをしたということでございます。

その上で、これまで一つひとつの行為を禁止していた部分につきましては8条に「何人も差別をしてはいけない」という規定を設けて、併せてこの中で、適用除外に係る部分についても規定しているということが大きな変更点でございます。

次に、個々の条文についてご説明させていただきます。

資料No.2をご覧ください。

まず、1ページの「前文の修正」というところをご覧ください。前文の修正は、「ありのままに・その人らしく」あるいは「生きにくさ、暮らしにくさ」という言葉の定義が曖昧であるとか、「施設や病院での生活を余儀なくされている」という文言は適切でないのではないかとこの議会での御指摘があったことを踏まえまして、それらの言葉を使わずに同様の趣旨で修正をしたものでございます。

次に、差別の定義の新設ということで、第2条第2項として改めて定義しております。これは、従前、第2章に差別の禁止行為として定められていたものをほぼ焼き移したものでございます。

不利益取扱については、第1号から第8号まで分野ごとに定めてございますが、このうち変わった点について御説明いたしますと、まず、福祉サービスについてですが、従前は「障害を理由として、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること」となっておりましたが、これについては、「施設で暮らす障害者の中には地域で暮らす受け皿がなくてしかたなく施設で暮らしている、あるいは障害が重度であって施設以外での生活が難しい方も現実としているじゃないか。だとすれば、差別だとするのは適切なケアマネジメントが行われないうまに入所施設での生活を強いられているとして理解すべきではないか」という施設関係者からの指摘がございまして、これにつきましては、福祉サービスに関する適切な相談及び支援が行われることなくという文言を間に挿入してございます。

ちなみに、これらの修正については未だ庁内での法制審査を通過しておりませんので、若干表現ぶりについてはこの後変更になる可能性がございしますが、概ねこのような趣旨で修正が行われると御理解いただければと思います。

次に、教育でございしますが、従前の規定では、「本人の教育的要求を把握した適切な指導及び必要な支援を行う教育を受ける機会を、本人又は保護者の意に反して、与えないこと」「障害を理由として、本人又はその保護者が希望しない学校への入学を強いること」「障害を理由として、本人又はその保護者に過重な人的負担、物的負担又は経済的負担を課すこと」をそれぞれ差別行為として禁止していたところでございますが、これにつきましては「条文の書き方が保護者の意向を一方的に尊重するように見える」、あるいは、「教育委員会が子どもの適切な教育を判断する就学指導の考え方に反しているのではないか」、あるいは、「保護者との対立が深まって、学校現場が混乱するのではないか」などといった、かなりたくさんのお意見が教育委員会から寄せられたところでございます。こういった意見を踏まえまして、今回第1号と第2号の文言は修正させていただいております。具体的には「本人又はその保護者の意に反して」という言葉を第1号の中から削除してございます。その結果、「本人の教育的要求(ニーズ)を把握した適切な指導及び必要な支援を行う教育を受ける機会を与えないこと」という表現に落ち着いてございます。

第2号については、「本人若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は十分な説明を行わないで」という言葉を挿入し、その希望しない学校へ入学させることと、修正しているところでございます。

それから、第3号につきましては、県議会の中でも、過重の概念が曖昧であるという御指摘を受けております。特に、この規定で保護者に対して強いているという過重な負担と、第17条で「過重な負担となる場合は適用しない」としている規定とで、双方に過重な負担という主張をすることが可能な条文の構成になっておりましたことから、お互い過重な負担だということを巡って混乱してしまうだろうという指摘がございましたので、この条文を削除することいたしました。なお、実際の場面では、保護者に対する過重な人的負担、物的負担又は経済的負担については、後ほど説明いたしますが、第2条第2項に規定します合理的な配慮義務に対する措置として、第8条の条文によって対応するとしたところでございます。

それから、定義規定の第2項として置いておりました「障害のある人に対する虐待」につきましては、従前は施設の従事者が施設の中で虐待行為を発見したときに通報する義務を課していたところでございますが、これにつきましては、「施設の職員が行う虐待だけを定める理由が分かりづらい」、あるいは、「虐待を発見した職員をもっと幅広い方に対象を広げるべきではないか」という御意見があったところでございます。また、自立支援法が施行されたことに伴って、こうした虐待防止に係る義務が入所施設だけではなくて広く福祉サービス事業者に拡大されたということがございました関係で、障害のある人に対する虐待の定義規定として、障害福祉サービス及び相談支援の事業者の従事者に対象を拡大する修正を行っております。

それから、基本理念のところでございますが、先ほどの前文と同じように、「ありのままにその人らしく」は一人ひとり違うもので一定の解釈は難しいという御指摘がございましたので、これにつきましては、障害者基本法の基本理念に準拠した表現に修正したところでございます。

次に第7条でございますけれども、県の財政措置でございますが、これについては、こうした施策を推進していくという姿勢を示す以上、県としての役割を財政措置としてキチッと明記すべきだという御指摘がございました。こうしたことを踏まえまして、第7条に「知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」という規定を追加したところでございます。

次に、第8条でございますが、これは先ほど御説明したとおり、個々の分野別の差別行為を禁止していた規定を定義規定に持っていった関係から、差別を禁止する規定を一まとめにして第8条に規定したところでございます。

撤回条例案では、第7条から16条に、それぞれ差別行為を禁止する規定を設けておりましたが、これらの規定により禁止行為違反者として評価されて、直ちに解消を求める障害者との間で対立が深まるという意見がございましたので、差別行為を禁止する規定を全て削除いたしまして、改めてこの規定を一般規定として定めております。また、その後にはたし書きとして、「不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会的に相当な範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない」ということで、今までの第17条の規定をこちらの中に併せて規定しているところでございます。

ちなみに、適用除外規定につきましては、県議会の中でも一旦差別行為違反者、差別を

した人と評価された上で、過重な負担で適用除外とされるというのは、条文の構成上おかしいのではないかと指摘されたところでございます。そこで、今回は一般規定として差別行為を禁止する規定の中でこの過重な負担の概念を整理するという工夫をしたところでございます。

また、その中でも、今までは単に過重な負担という書き方をしていましたが、それを少しでも具体化するために「社会的に相当な範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担となる場合においては、この限りでない」というふうに規定しております。また、先ほどの教育の分野で削除した規定がございましたが、それにつきましては、この規定の運用の中で問題解決に当たっていくと想定しております。

続いて、通報義務を課す対象者でございますが、これについては先ほど定義のところでお説明したとおりでございます。対象者の範囲を入所施設の職員から福祉サービス等の従事者に対象者を拡大したことに伴って、規定の整理を行っているところでございます。

次に、地域相談員の中立性の確保についてでございます。地域相談員につきましては、教育委員会から御意見をうかがった中にも、「やはり相談に当たっていただく方の中立性を確保していただく必要がある」というような御意見が多数寄せられました。

そこで今回の修正の中では、中立性という言葉が法制上なかなか使えないものですから、関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない旨の業務上の姿勢を定める規定として追加してございます。

指定機関につきましても同様に、中立性を確保するための規定を設けております。

次に、従前は第38条に、「知事は、正当な理由なく、…(意見聴取への)出席を拒み、説明をせず、…ときは、その旨を公表することができる」という規定がございましたが、この規定につきましては、特に企業関係の方々から公表というのはたいへん社会的制裁性の高い措置だという意見が多数寄せられました。私どもといたしましては、話し合いにより事案の解決を目指すこの条例の実効性は、勧告により担保することが可能であろうと考えたこと、また、もともと公表につきましては真に悪質な事例に限って適用していくという考えがありましたので、公表につきましては今回の修正で削除させていただくというように修正を行っているところでございます。

あわせて従来 of 条文の中では、事前の意見聴取は公開により行わなければならないとなっておりますが、実際に差別を行ったかどうかということについてまだ結論が出ていない段階で公開による手続を予定しておりましたことから、これについても不適當であろうとの判断をいたしまして公開によらない意見聴取ができる形で「公開による」を削除したのが、次の第27条の修正事項でございます。

次に推進会議でございますが、これは条例の構成を変えた関係で章の場所をずらしたということで、内容的には変わっておりません。

最後に、差別解消委員会についてでございますが、委員会につきましても運営の公正さを確保する必要があるという御意見を、県議会やその他の様々な方からいただいたところでございます。このために委員会の人数を従前の10名から20人に増やしまして、県議会議員の皆様にも委員として加わっていただくというように修正を行ったところでございます。

以上、修正した箇所につきまして、御説明させていただきました。

### (野沢座長)

それでは、委員の皆様から、ただいまの御説明に対して御質問や御意見がございましたらお願いします。

### (横山委員)

条例に関する議論を見てきて、まず日本語の難しさということを知りました。我々は分かっているつもりのことでも、他の方には違うように受け取られて驚いた面もあります。

それから正直なところ、言いがかりとしか思えないところもあります。教育現場が混乱するという意見が出ていましたが、私が幼稚園に通っていたとき同じ幼稚園に弱視と難聴の重複障害の子がいたり、補聴器をつけた子がいましたし、高校時代も車いすの同級生がいました。今よりも子どもが多い時代でしたが、とても混乱しているようには思えませんでしたので、どうしてそういう意見が出てくるのかなと私としては不思議でした。

人間のやることですから完璧というのはいりえないことだと思います。思いどおりでない部分があったとしても、基本理念がしっかり残っていますから、何としてでもこの修正案を通して、実際に運用してみて不都合が生じてきたら、そのうえで修正を考えてもいいのではないかと思います。100%を求めて0にするのではなく、何十パーセントでもいいから、ひとまず通したいと思います。私はこの試案に賛成です。

### (宮前委員)

修正案について全体を通して丁寧に説明いただいたので納得できました。私としては賛成です。6月の議会の前後、野沢座長さんを始め委員の方々の方がたいへん努力されて、メーリングリストで経過の情報をいただいていたのですが、皆さんの思いが強く行動につながって傍聴者の人数も多かったとお聞きしまして、是非とも条例を作りたいという気持ちが伝わってきておりますし、私も、無から有をつくることはできませんので、まずは形を作って、それに加えて修正していくという考え方が一番よろしいかなと思いました。

### (高村委員)

教育の部分について、教えていただきたいことがあります。第2条第2項第5号のイですけれども、「本人の教育的要求を把握した適切な指導及び必要な支援を行う教育を受ける機会を与えないこと。」と、以前の案から「本人又はその保護者の意に反して」という言葉が抜かれた試案になっています。このイにつきましては、特別支援教育のことだと以前の議論の中で何度か言われてきたことだと思いますが、義務教育につきましては、例えば、養護学校に行くのに苦労したとか、そういう事例は事例募集の中では1例もありませんでした。「本人又はその保護者の意に反して」が抜けることによって、例えば、養護学校に行けば特別支援教育が受けられるのに、行かせないのは、親であつたりするわけですけれども、本人が受けない、その機会を与えないというときに、親の側も差別となるのですか。

旧案では、「保護者の意に反して」と入っているので、教育を与える側が与えないことという解釈ができたと思うのですが、主語がはっきりしなくなって、誰が与えないことが差別といえるのかについて、はっきりしなくなった、例えば、親が養護学校に行かせないといったときに、それは親が差別したことになるのか、というように、むしろ曖昧になってしまうのではないかと読み取ることもできると感じました。

それともう1点。同条同項のロについて、「保護者の意見を聴かないで、又は十分な説明

を行わないで、その希望しない学校に入学させること。」が差別であるとのことですが、では、意見を聴き、十分な説明をすれば、希望しない学校に入学させることは差別にならないのかということについてはいかがでしょうか。事例の中では、何度も希望しない学校について説明をされる、断っても説明をされることがつらいことだという事例がたくさんありましたけれども、説明を十分にすれば、希望しない学校に入学させることは差別ではないのかということはいかがでしょうか。

**(事務局:横山)**

まず2点目からお答えしますが、もともと、今の学校教育法の下にある制度の中で条例を運用するということについては、皆様に御理解いただいていたところだと思います。今の学校教育法の制度としては、就学指導にあたって十分な説明を行っていただくということは通知の中で求められています。それを越えた条例の運用ということはもともとできません。そういったことは市町村教育委員会に、私ども、4月、5月にうかがったときにも説明しているところでございます。ですから、今現在の解釈としては、そうした現行の法制下で運用されるべきという考え方を具体的に表したというところを超えることはできないと理解しています。現状の制度以上のことを条例の中では書けなかったということを理解いただきたいと思います。

それから1点目でございますが、これは高村さんの御質問の意図が十分に理解できなかったのですが、基本的にはこの「本人の教育的要求を把握した適切な指導及び必要な支援を行う教育」というのは特別支援教育を指してございますので、特別支援教育を受ける機会を与えないことということについては、誰がということについては限定しているわけではございません。その子の教育ニーズにあった特別支援教育が必要である場合に、それが与えられないという状態を指して差別と定義しています。

**(高村委員)**

今の御説明ですと、何人もこのような差別をしてはいけないということがありますので、そうすると特別支援教育を受けない親は差別しているという解釈もあり得るという理解でよろしいでしょうか。

**(事務局:横山)**

この場合、親が差別をしているかどうかということですが、条例の解釈ということもあるかと思いますが、本人の特別な教育的要求を把握するということについて、どのような手続きでやっていくかということだと思います。今、その手続きというものはあるわけですから、その中でそういった特別支援教育というものが把握されていくというものだと思うので、親がダイレクトに差別をしているということは、基本的には直ちに差別と認定されるということはないものと思います。

**(安藤課長)**

少し補足させていただきます。まず、端的に申し上げれば、イの部分の規定については、基本的には、元の規定の趣旨に変更を加えているつもりはございませんで、イの部分で、確かに高村さんが仰ったような解釈も読み方によってはあり得るかと思いますが、ただ念頭に置いているのは、やはり教育現場の方が教育を施すということを前提にして、そういっ

た機会を与えないことを差別だとしているということでございます。

それから口の部分で、私も質問の意図を理解しておらず、正しいかどうか分かりませんが、基本的には先ほど横山室長の方から説明したように、学校教育法に則した形で規定をしたということですが、先ほど少し質問の中にありました「意見を聴かないで、又は十分な説明を行わないで」ということの読み方ですが、これは両方を求める規定になっています。したがって、十分な説明だけで意見を聴かないということでは、要件を満たさないということになりますので、意見を聴き、かつ十分な説明を行うということがこの条文の求めているところという解釈になります。

**(高村委員)**

口については、意見を十分に聴いて、十分な説明をすれば、希望しない学校に入学させることは差別にはならないということか。

**(安藤課長)**

そこは学校教育法上、就学指導の最終的な決定権者というのは市町村教育委員会となっていますので、そういった条文を踏まえて、そういう規定になったということです。それから、もちろん実際の現場とすれば、御本人もしくは親御さんの意見を聴いて、十分に説明して、双方が納得の上で学校に入っていくということが目指しているところでございますので、場合によっては、十分に意見を聴いた上で、かつ十分に説明をしても、それでも最終的な判断として、専門的な見地からの判断ですとか、そういったところで希望しない学校に入ったということをもってしては、この条文では差別には該当しないということになります。

**(高村委員)**

あともう1点ですが、イにつきまして、義務教育である場合には特別支援教育ですが、例えば幼稚園に入れなかった、あるいは大学に入れなかった、専門学校を断られたという場合に「本人の教育的要求を把握した適切な指導及び必要な支援」というのは、どのようなことを指すのか。義務教育でない場合について、特別支援教育というのはどういうことを指すのかというイメージが湧かないのですが、教えていただければと思います。

**(事務局:横山)**

その議論は研究会の中でも「市町村教育委員会だけではなくて、幼稚園や大学についても」ということも議論にあったと思いますが、そういったものについては、こういった条文を通じて少しずつ変わっていくということで、ダイレクトにこれについて、市町村教育委員会の就学指導との関係の中では、研究会では議論されていなかったと思います。

**(高村委員)**

議論の途中でも曖昧でしたが、今も曖昧なままですか。

**(事務局:横山)**

議論の流れとしては、条例が施行されることによって、そういったものも少しずつ変わっていくだろうということで理解していたのですが、その点について、今回の条文修正の中で直接変更のあったものではありませんので御理解いただきたいと思います。

### (高村委員)

最後に意見ですが、寄せられた差別事例の分析で「教育」を担当させていただいたのですが、やはり希望しない学校に行かせられたり、「あなたはここにいない方がいいよ」ということで「よそへ行きなさい」とか「迷惑ですよ」という言葉を言われたということが非常に多かったですし、障害を理由に、教育の機会を制限され、入学できなかったという事例のほとんどが普通学級に関してでしたので、その事例の多さを考えるときに、この条文でそのつらさを救済できるのかということについては非常に疑問です。

### (野沢座長)

高村さんの仰ることはよく分かりますけれども、僕の意見を言わせていただきますと、まず、僕らは寄せられた事例で当事者が述べてきたものを基に条例を考えました。それに対して、教育委員会の側からは、そうではないんだという全然違う意見もたくさん寄せられてきたんですね。それを加味して修正案を何とか作ろうという過程があってこういう形に落ち着いてきたということの一つ踏まえた方が僕はよいと思います。

それと、「意見を聴かないで、又は十分な説明を行わないで」の「意見を聴く」というのはどこまでやったら意見を聴いたことになるのかとか、どこまでやれば「十分な説明」といえるのかということは難しい問題だと思います。20時間説明したからそれで十分な説明かといえはそうではないと思います。やはり相手に対して十分納得できるような説明が十分な説明であると僕は思います。意見を聴くというのも相手の本心の汲み取った上で話し合いができるようなことを意見を聴くということだと思います。ただそれは言葉ではなかなか書けなくて、それはインフォームドコンセントをめぐる議論も同じだと思うのですが、現場の話し合いの場をもって、そこに相談員なり、県の指定機関が入って、ケースバイケースで本当に双方が納得できるような話し合いの場をつくって、納得できるような話し合いをしていく以外にないと思うんです。この条文の中に、そういうフレームはきちんと残っていると思います。前から後退したように見えますが、前の規定で「本人又はその保護者の意に反して」ということを謳っていたとしても、学校教育法の範囲内でしか適用できないわけですから、結論的には同じことになってしまう。それよりも、むしろきちんと現場でじっくりとした話し合いの場をつくれるというフレームをなんとか守ったということの方を重視していただきたいと思います。そういうことが現場でできてくるようになると思うんです。やはりあつという間にこの条文をめぐる世の中の考え方というのは変わってくると思います。よい事例を積み重ねていくしか、世の中に理解していただく方法は無いんじゃないかなと思っています。

正直なところ、こういうようにされると1年もやってきた僕らとしては、やはり悔しいですよ。前の条文でさえ、高村さんからしてみればさんざん譲歩に譲歩を重ねていて、申し訳ないぐらいだと思っているんですが、それに対して、いろんなところから集中砲火のように批判を浴びて、本当は、ここは全部削除するか凍結するしかこの条例ができる道が無いのではないかとすら個人的に思った時期もあるのですが、それでも教育はやはり重要だということで、何とか解決していくとっかかりを残しておこうというところでこういう内容に落ち着いているということ、1年議論してきた仲間同士でもう一度確認できたらなと思っています。

### (高梨委員)

確かに教育の問題が完全に契約で選択できるようになっていけば、また違うのかもしれませんが、現状では学校教育法のある中では限界があると思いますし、また、望む学校に行

ってもなんらの配慮もされないままに授業を受けているのだとすると、それは非常に苦痛になってしまったり、あるいは適切な教育を受けさせているということにはならない。受け入れと一体的に整備されていって始めて目標が達成するのだらうと思います。そういった意味では、これまで当事者の方達が孤軍奮闘されていたと思うんですが、この条例ができることで第三者が入って、双方の言い分を聞いて、一緒に考えていくことができるという点では、決してマイナスではなく、むしろ大きな前進ではないかなと私はそのように感じております。

もう一つ私の方から質問があるのですが、専門的に解釈した場合どうなるのか教えていただきたいのですが、第2章「差別事案の解決」の第8条「差別の禁止」ですが、「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない」というのは分かりますが、ただし書きがあつて、「…過重な負担になる場合においては、この限りではない。」とありますが、「その限りではない」というのはどこまでの意味をもつのか、過重な負担になった場合には、差別をしてもいいということではないだらうなとは思いますが、差別は差別であるが、条例のその後の措置には至らない、当面やむを得ないこととして受け止めるという意味なのか、どうでしょうか。

#### (事務局:横山)

定義規定の中で定めている事柄は差別です。ですからその中の行為については差別に該当しているわけです。適用除外として定めていたものについてはこの限りではないとしているわけです。書き方に問題があるのかもしれませんが、差別をしてもよいというそういう前提での書き方ではなくて、適用を除外するという趣旨でこのような規定ぶりになっています。

#### (高梨委員)

要するに、差別は差別であるよと、しかしやむを得ないこととして今後改善の努力を考えましょうということでしょうか。

#### (事務局:横山)

はい。差別の行為に当たる行為だということ、差別は差別であるということは該当すると思います。その上でということについては、高梨さんの仰られたとおりです。

#### (植野委員)

二つ質問がありまして、二つ意見があります。

まず質問ですが、身体障害者相談員、知的障害者相談員ということが第12条からのところに書かれており、いくつかの相談員について書かれていますが、現在、障害者自立支援法の中に相談支援業務について盛り込まれていると思います。千葉県の場合には、地域生活支援室から、現在、相談支援専門員を育てるための募集が届いております。それがそこに含まれているのかどうか教えてください。

次に第2条第2項で、障害を理由とする差別について規定がありますが、この「障害」の中に、二次的な障害も含まれるのか教えていただきたい。例えば、私は聴覚障害者です。聞こえないからというダイレクトな理由ではなく、聞こえないから、しゃべれない、読み取れないというようないわゆる二次的障害もこの中に含まれているのかということをお願いしたい。

それから意見ですが、第2条第2項第1号について、原案と今回の修正案は同じ内容かと思えますけれども、読み方によっては若干心配な部分があります。イについて修正案を見ますと、「障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること」とありますが、それは入所施設に関してだけではなく、その他の福祉サービスについても、例えば聴覚障害者は適切な相談もなく無理矢理いろいろな通訳サービスを強制的に押しつけられるというケースもあるわけです。この文言をみると、入所施設に限定しているというイメージがありますが、書き方に工夫があった方がよいのではないかと思います。限定的な考え方に少し懸念があるということです。福祉サービスというのは、入所施設等というような幅広く網羅した表現がよいのではないのでしょうか。

それから二つめの意見ですが、修正案で差別解消委員会に県議会議員が入りました。これは賛成しておりますが、ダイレクトに県議会議員という名称を入れるというのに少し違和感を覚えます。経緯から仕方ない部分もあるかもしれませんが、これを見ますと、そのつもりは無いにしても、反対、対立しているからこそ、ここに入れていないと、受け取られかねないのではないかと思います。

「障害のある人」はもともと条例の目的からきていますが、その他、「人格が高潔で識見の高い者」というのがあります。これについては県議会議員も含まれていると解釈できます。それをあえて分けて入れるとしたときにただダイレクトに固有名詞を入れるのではなく、何か別の表現に工夫できないかと思います。県議会議員が国会議員になったり、また落選したら変わるのか等いろいろな要素が出てくるかもしれないと懸念しております。ですから議員関係者とか何か言葉を変えた方がいいのではないかと思います。国会議員、市議会議員が推薦される場合もあるかもしれないですし、柔軟性というか弾力的な表現に変えた方がいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

#### (事務局:横山)

最初の質問の地域相談員に関してですが、これは単純に身体障害者相談員と知的障害者相談員は、今、現に法律上相談員制度として予定されているということで、地域相談員としてこの方々に活動していただくということを念頭に置いた規定でございます。先ほどありました自立支援法に基づく専門員の方々は、サービスとして実施する地域生活支援事業の中で、市町村事業として活躍される相談員ですから、ここで想定している相談員とは異なっていると御理解いただければと思います。あくまでも身近な立場で相談いただいている方々を今度こういった場面でも御活躍いただきたいという趣旨でこのような制度を設計をしています。

それから、二つ目でございますが、二次的障害の話でございますが、聴覚に障害のある方がお話ができないということも、まさに「障害を理由として」ということに該当すると思います。これ自体としては障害の定義の中で、当然のことながら、こういった方々も「障害を理由として」ということで含まれておりますので、その点につきましては御心配ないということで御理解いただきたいと思います。

それから、福祉サービスのところでございますが、入所施設に限定しているというのはどうなのかということだったのですが、むしろそれは、もともとの趣旨は入所施設で生活を強いるということ自体が差別であると考えべきではないかというところに議論の論点があった

と思うんですね。今、植野さんから御指摘があったような、例えば希望していないサービスを相談なしに提供するという事案があった場合には、むしろこの口の方の「その他不利益な取り扱いをすること」で解消することができるのだと思います。イはあくまでも入所施設での生活を強いることを差別とするというところに趣旨がございます。

それから最後に、差別解消委員会に県議会議員を入れたことでございますけれども、一般的に県の附属機関に県議会議員の方々に入っていただくということは、他の審議会でも同じような規定の仕方に加わっていただいているという状況がかなりのケースでございます。したがって、今回、こういった形で入れたのも他との規定上のバランスということも考慮してこのような規定になっています。ただ、委員の構成の「三 人格が高潔で識見の高い者」に「一、二の者を除く」などの規定の工夫はできるのかもしれませんが、県議会議員の規定については、一般的にこのような規定にするというように御理解いただきたいと思っております。

#### (野沢座長)

この前の常任委員会協議会でも、議員の先生の方からも、わざわざ「人格が高潔で識見の高い者」とは別に県議会議員を並べると、県議会議員はそれに含まれないのかと、半ば苦笑をしながら意見を述べていた方もいらっしゃるので、今後、議員の先生方自分たちで考えてもらって揉んでもらう方がいいのかなと思っております。

#### (植野委員)

確認したいことがあるのですが、第2条第2項第1号口のところですが、例えば、提供の拒否ということではなく、適切な相談がないままということもあるわけです。でも、口の場合には相談と書いていないですから、それも含むということは、ちょっと理解しにくいですが。

それからもう一つ。県議会議員のところですが、そのままにして規定のバランスを考えてということであれば、三を「人格が高潔で識見の高い者(県議会議員を含む)」というのはだめでしょうか。

#### (野沢座長)

なかなか微妙な議論ですが、どうでしょうね。選挙で選ぶ側が人格とか識見で選んでいるのかどうかということにもなってきますよね。全く完璧にイコールというわけではないとも思うんですが。

#### (事務局:横山)

最初の質問ですが、ここでいう「福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し」というのは、「その他不利益な取り扱いをする」の例示なんですね。障害を理由とした不利益取扱いを福祉サービスの分野においても行わないということを差別の定義として定めていますので、今、仰られた、相談、支援が行われないという状況についても適切な相談、支援を行わないという状況も不利益な取扱いに当然のことながら含まれてきますので、そういう意味では条例の中で、植野さんが仰ったようなケースについては、この口に該当すると思います。かえって、相談、支援ということを入れてしまうと限定されてしまいますので、むしろここでの解釈が狭まってしまうという問題点がありますので、このような形で整理しておくのがよろしいのではないかと私ども考えております。

### (根本委員)

私が前日も発言したのは、とにかく否決にならないように、継続的にやりましょうよと知事にも話して、知事にも頑張ってもらったということでございますので、修正案で賛成でございます。

それから、忘れてならないのは、今回勉強したのは、生まれながらの障害というだけではなくて、交通事故をはじめ我々全員が障害の立場になるという前提でいろいろ考えていかないといけないのではないかと勉強しました。したがって、批判とかクレームとか相手の立場を考えずに意見を言うようなことではなくて、本当に相手の立場を考えてどうするかということです。それで、条例なので、条例を通すためには議員さんの協力が無ければできないよねということが前回の反省だったので、議員さんを入れましょうかということだったんですけど、議員さんたちも反対ではなくて、ちょっと持っていく方が悪かったという感じだったと思うので、それはかなり改善して今回も積極的に議員さんがメンバーに入ってもらおうということになったと思いますので、私は逆に言えば議員さんは一番頭に置いておいてもらいたいと思います。それでいろんな問題が起きたときは、議員さんに参加してもらえば、今後修正していくためのためにはなるのではないかと、また条例の変更をするときには議員さんに参加してもらわないことには通っていかないでしょう。

教育現場というのはどうしても障害者と触れる、一番近いところにあるので、今回の条例につきましても、最終的には教育現場の人たちからいろいろな意見が出ているのが現状だと思います。これは、教育現場の人たちが自分たちは自分たちなりに学校教育法の中で、一生懸命頑張っているよという声だと我々は理解すればよいと思うんです。クレームではなくて、前向きに頑張っているんだよということだと思えます。したがって、この条例は、その人たちに更に手を差し延べるのだと、教育現場のルール等ではなかなか解決できない部分をどうするかと悩むときに、この条例を生かしてさらにいろいろな人が携わっていった解決をしてあげるといような位置づけにすれば、全然クレーム無く、一緒にやっていきましょうよということになると思うんです。高村さんのところでは、非常にいろいろなことがあって悩んでいるのが分かりますよね。強い立場で意見を仰っていますが。それはお互いなんとか前に持っていこうよという話でございますので、私としては、今、後ろに参加している方達の中で、県のそれぞれの部署にいる人達が、それぞれの部署での仕事の中で、学校教育法だけではなくて、法律などいろいろなルールがあると思うんです。それらをしっかり現場まで落としてチェックしてもらって、みんなが仕事をきちんとしてもらうというお願いをしていけば、学校のあり方も学校教育法の中しかできないということでも十分解決できるのではないかと思います。是非、修正案で何が何でも通してもらいたいと思います。本当に座長ご苦労様でした。

### (山田委員)

教育のところ、根本さんから力強いお言葉をいただきました。障害があっても共に学びたいということは、私にとっては悲願のようなものであり、そこに一番バリアがあるので、なんとかそこをという、高村さんの意見そのままなんです、そう言いながらみんないろいろなことをやってきて、大きな壁にぶち当たっているところもたくさんありますが、やはり共に学ぶいろいろな障害のある子どもたちの数は増えている現状はあると思います。それはなぜかと言えば、話し合いが行われて、共に学びたいという思いが相手に伝わったとき、思い返

すと、たぶんその時に道が開けてきたんだと思うんですね、だからこそ、私、この条例で一番大事なのは、話し合いによる解決だと思います。もちろん教育はこういうふうになったんだなという思いはありますけれど、でも、ここに書かれることについては、根本さんも仰ったように、各界から様々なお立場の意見があるので、それをやはり生かさなければならぬと思います。

私が一番大事だと思ってきたのは、この差別解消委員会のところですね。つまり、話し合いによって、共に学びたいという思いも含めて、様々な本人及び保護者の思いが伝わること、そしてそれを受け止めるような就学指導とか話し合いをいろんな立場の人が行ってくれるということですね。そこに差別解消委員会や第三者が入れるので、その場がある程度開かれた場になると。そうすると、その中で一方的につらい思いをしている保護者、本人もやはり第三者が入ることによって、もう少し、なんと申しますか、本人の本当の思いが言えるようなところに近づいていくのではないかと。そこでそれが通じればそれは解決に繋がっていくというのが私の今までの経験です。様々な、県の教育委員会を含めて教育現場の方々も、御本人、お母様の思いが分かりましたと言ってくれた時に、やはりそこは実現していていると思うので、そういう仕組みがこの条例の中に入っているということが一番大事なことだと思います。ですから、この修正案で通ることを心から願っています。

#### (野沢座長)

市町村教委からいろいろな異論があったのですが、今回感謝しなければならないのは、県の教育庁の方は我々の趣旨に賛同してくださって、頑張ってくださいと聞いておりますので、それは僕らにとっては大きな財産だと思います。いろいろ議論していたことをずっと傍聴していただいた県庁内各課の方も応援してくださっています。やはりこういう地道な話し合い、地道な活動が現場を動かしていくんだなと思います。山田さんのこれまでの活動からすると、これは本当に申し訳ないと僕は思いますが、まず第一歩を踏み出していけば、どんどん世の中変わっていくと僕は思っています。

#### (野老委員)

ずっと会議を重ねてきて、皆さんがこういうものを作りたいんだという思いで聞かせてもらっていて、私自身そのプロセスの中でだんだん、そういうものが必要なんだ、そしてそれを一つのステップとして、また進めていきたいんだということが自分の中でも分かってきて、皆さんと温度差があるというのを申し訳ないという思いを持ちながら、ただ、自分が参加してきて、自分の今までの人生や仕事生活とここに参加してからの仕事生活が大きく変わったことを思うと、これでいいんじゃないか、これを9月で通していただいて、さらに関わりを持たせてもらって、やれることをしていけばいいんだと思いましたので、うまく伝えられませんが、その御苦労や客観的な条件などを踏まえると、まずは9月議会で通すということを第一義に考えるということに賛成です。

私も学童保育などをやっていて、逆の側のたいへんな気持ちも十分に持ってきましたので、ここでお母さん達の思いを伝えてもらうことで分かり合えたことや、更にその上でAかBかではなく新しい方法を生み出すための条例だと思っています。部分的に言ったときに、一般の小学校がよいのか特別な小学校がよいのかというのではない、第三の小学校ができる方法がここには可能性としてあって、それを考え合っていくためのものなんじゃないかと思っていますので、まず土台を作るという意味ですごいなと思っています。

### (野沢座長)

今回は、修正されたところを主にやっていますが、それ以外のところにもこの条例案というのはものすごいいろんな可能性を秘めていると思うんです。野老さんは社長さんですけど、障害者用の住宅みたいなのを開発されているんですね。それは、野老さんの障害のある子もない子と一緒に学童の活動とか、あるいは社員の方が地域のボランティアをやっていることを通して、個人個人にあったものを作っていくことがお客さんの支持を得ていく、そういうことをみんなに紹介できる、みんなで応援できるような仕組みを作っていこうというのがこの条例案には盛り込まれていますから、修正された箇所以外も是非知ってほしいなと思いますね。

### (清水委員)

教育現場にいた人間で委員になっているのはたぶん私一人だろうと思うんですけど、ある意味では非常につらい思いをしながらずっと座っていて、障害者計画の段階から関わらせていただきました。僕はずっと障害児教育をやってきた人間ですけども、退職してからのほうが忙しいんです。ということは、今、通常学級に入っているお子さんたちのサポートをどうしていくかという姿勢が以前より変わってきているんですね。ものすごい大きい変わりようです。昔だったら、まず「特殊の子供じゃないか、養護学校の子供ではないか」ということでしたが、今はそうではなくて、「在籍している子供に何ができるか」という視点をもってやっています。僕も年間100回近くお話ししますが、その中でそういうことに耳を傾けて努力しようとしている姿勢に確実に変わってきていると感じます。昔では考えられません。僕が40年前に統合教育と言っただけで叩かれた時期があるわけで、それから考えると、ものすごい変化です。

先の条例の文案のままですと通ったら、学校現場は混乱したと思います。文科省が特殊学級をなくすということを平成14年に発表しましたよね。設置校校長会でどれだけ動いて機能を残すということになったか。保護者の意思だけで現行法を超えてやるということは、現場ですごく今一生懸命やろうとしている人達ともすごく意識が違います。この修正案にほっとしているところです。今、努力して変えていこうとしている人を支えていけるとと思います。通常学級に、中学校でもまだ読み書きできないお子さんが入ってきてどうするのかといっても、学校現場には人的な保障が無いんです。みんな役割持っていますから。例えば浦安みたいに補助教員をいっぱい付けるだけの財政力が今の市町村にあるかと言っただけで時間がかかります。学校現場は確実に変わっています。これは僕は自信をもってそう言えます。ここで問題になっているような大きな差別的な扱いをするような学校があったら是非言っただけならば、私も一緒に行きます。現行法のもとで第一段階としてこれくらい書いていただくというのは僕は賛成、大賛成したい。そしてその中でもやれることはやっていきたいと思っています。

### (野沢座長)

ありがとうございます。では浦辺さん、お願いします。

### (浦辺委員)

本当に野沢座長さん御苦勞様です。検討用試案はこのままでいいと思うんですけど、障害者自立支援法の中で、今後、障害者施設に入所されている方で、ある程度働ける方はい

いんですけど、働けなくて、しかも病院とかに通ってですね、また年をとって行って、その施設にいられなくなった場合というのは、どういうふうになるんですか。施設でもお金がないと、今の場合は入れないですよ。

**(野沢座長)**

そういう、社会ではどうしても難しいって方のためには、一番最後に施設としての機能が必要だという議論があるんですけどね。

**(浦辺委員)**

ただ、自立支援法の中でいろいろと改正になった時に、今まで取られなかったというのは変な言い方ですけども、ちょっとどこかに行ったときに、タクシーとか、そういったものもお金を取りなさいというような細かい試案みたいなものが出てきているとうかがっております。

これはこのままでいいと思いますけど、これを通してから次のステップとして、それに対処できるようなものを作っていければなというふうに思います。

**(野沢座長)**

ちょっとまだ世の中に誤解されている部分があると思うんですけど、自立支援法は一割負担といっていますけど、負担できない人に減免措置があって、それでも負担できない人は負担ゼロなんですね。だから最後は全くお金が無くては生きていけないというのはありえないんですね。そういうことはやっぱり現場で誤解されたり、過剰に反応されたりするケースが多いんじゃないかなと思います。もちろんいろいろ批判されているというのは僕自身も理解しています。

**(安藤委員)**

最近、市役所の市民相談窓口で十何年もいらっしゃる女性の職員の方とちょっとお話する機会がありまして、彼女曰く、条例でやっぱり一番心配しているのは財政面での支援があるのかどうかということで、当時は無いという状況で研究会は進んでいましたが、相談窓口で困っている問題というのは、やっぱりお金なんだというようなことでお聞きしました。

実際障害者でいろいろな不自由な方がいらっしゃいますけども、僕はやはり、高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんも、また逆に今度は小さい子供たち、そのお母さんも含めて、やはりバリアフリーということと各地域で改良改善を重ねていらっしゃるようですけども、

その窓口の担当の方たちから、生活の仕方が人によって様々でというお話もお聞きしました。今回の財政面の支援というのがこれで成功して、実施されたら、これは本当に窓口の人も含めて大変喜ばしいことです。是非、座長、これなんとかして絶対成功させていただきたいというふうに感じました。

松戸市では、市民と行政が協働でバリアフリー市民会議というようなグループで条例案を作るように市の方で動いていまして、これもやっぱりいろいろ御不自由な当事者も一緒になって駅を歩き、それから商店街を歩き、それから公共施設までを歩き、それで実際にどういう段差があるのか、歩道は傾斜がどれくらいあるのか、そういうことを実際に体験しながら、そういう面の勉強を重ねてきたんですが、できればそういうねりが本当に千葉県のあるところに波及していったらいいなと、そういうふうに感じています。

### (野沢座長)

はい、ありがとうございました。時間が少し迫ってきましたが、どうしても追加で意見を言っておきたいという方がいらっしゃいましたら、よろしいですか。

今日は本当に急な呼びかけで集まっていたいて本当にありがとうございました。

これまでは、僕らが議論して条例案を作り上げてきたんですね。今日はむしろ僕らの手を離れた、県民から選ばれた議員による県議会での議論について、一年間かけてじっくり研究してきた我々にも一応提示して、意見を述べ合おうというような場なので、細かい文言については、もちろん法令審査も通らなければいけませんし、僕らがここはこういうふうに表示して欲しいと言っても、これは法律のルールにのっとってやらなければならないということもありますので、その辺は了承していただきたいと思います。それと県民から選ばれた県議員の先生方の手によって今議論されているのを、私たち研究会がここはこうしろというのはなかなか現実的には難しいと思います。ただし、我々の今日の意見は議会の方にもきちんと報告をしていただくということになっております。この前の常任委員会協議会でも、研究会にはちゃんとこの案を示しているのかとか、また研究会はどういう反応なのかなど、かなり研究会の事を重視した発言をした先生方も何人かいて、今日の意見が議会での議論にも反映されるのは間違いないと思います。なかなかそれぞれの立場がありますので、みんながみんな諸手を挙げて100パーセント賛成とはならないのは承知しておりますが、細かい文言よりも、むしろ条例が成立した後、どのように運用していくのかということが非常に重要だと思うんです。成立してその段階になったら、また私たちの出番がやってきて、実際に、具体的に、じゃあ教育現場でどのような形でと、たとえばモデル事業をやっていくときに、どんな形でやっていくのかとか、あるいは、前に言いましたけれど、啓発の絵本を作ってみようとか、相談員に対する研修だとか、いっぱいいろいろなことがありますので、そちらの方でいかようにも生きたものにしていけると確信しています。こちらからクレームをつけてせつかく成立してくれようというムードに水を差すのもちょっと忍びないので、研究会としては、いろんな意見はあるとしても、概ねこの修正案で9月議会に提出していただいて、なんとか成立をして欲しいということ、今、この場で皆さんに是非賛同いただけたらと思います。いかがでしょうか。

～拍手～

そういうことで、研究会としては、今、出された意見は是非いろんな議員の先生たちもお伝えてしていただきたいと思うんですけど、この修正案で是非成立をということでよろしく願いしたいと思います。

### (安藤課長)

本当にどうもありがとうございます。正直申し上げて、この研究会で一年以上時間をかけて練りに練って作り上げた条例案を、短期間で形を変える、修文するという作業は私にとっては非常に重いもので、タイトでハードな作業でした。そういう中で、個々に見ていった時にはやはりここはこう書くべきではないかという意見というものは内心皆さん思っているかもしれません。ただ野沢座長からもありましたように、まずはとにかく土台を作って第一歩を踏み出していくというのが大切なのではないかなと思っています。私はこちらに

来てからまだ日は浅いんですけど、条例の中身について完全に理解していない段階からあちこち回りました。教育現場はもちろん、教育委員会の方々から、それから企業の方々、施設の関係者の方々ですとか医療の関係者の方々、いろんなところを回って、この条例に対しての意見というのを聴いてまいりました。中には厳しい御指摘をいただいたこともありまして、叱責いただいた時もありました。賛同するという御意見もありました。そういったいろんな意見を聴いてまわる中で、私が個人的に感じたのは、可能性でした。条例の条文自体も大切なんですけども、千葉県という県の中でこの取組というものを推進していけば、必ずそれに対して賛同してみんなが変わっていけるといった可能性を感じました。この条例は、イソップ童話の北風と太陽の太陽に例えまして、太陽の政策なんだと知事はよく仰います。言い換えると、いろんな関係者の方々のいわば良心や善意というのを信じて話し合いをしていこう、話し合いによって解決していこうと、そういうことを目指す条例であると思っております。ですので、ここは、どんな現場にいる人たちでも、問題意識をもってきちんと話せばきっと分かってくれると、そういう立場にたつとことんそういった方々の良心ですとか善意というものを信じて、取組を進めていくというのが必要なんじゃないかと思っております。長くなってしまいましたけど、とにかくまず私は今の「検討用試案」でお示ししている条例を9月議会でなんとか通すということに全力を傾けていきたいと思っておりますので、是非とも皆様方には御理解いただきたいと思っておりますし、またいざこれが成立した暁には、実際にこれを現場で広げて行く、そこからが本当のスタートだと思っておりますので、その時にはまたいろいろと御協力をいただきたいと思っております。まさに皆さんが中心になって作ってきたということには変わりませんし、皆さんがこれからはこれを広げていくという取組の中心になっていくということも変わらないと思っておりますので、是非とも御理解と御協力をお願いできればと思っております。今日は本当にありがとうございました。

**(野沢座長)**

その他事務局から何かありますか。

**(事務局:高橋)**

(今後の予定を説明)

**(野沢座長)**

他によろしいでしょうか。

これをもちまして、「障害者差別をなくすための研究会」を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

---第22回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---